

平成30年10月5日

各部各課の長 殿

総務部長

平成31年度予算編成方針について（通知）

平成31年度予算編成方針について、武豊町財務規則第4条の規定に基づき別紙のとおり編成することとしましたので、通知します。

平成30年10月5日

各部・各課等の長 殿

武豊町長 初山 芳輝

平成31年度予算編成方針について

我が国の経済は、内閣府からの報告によると、アベノミクスの取組の下、平成24年12月以降、長期にわたる景気の回復基調が続いており、本年4月時点で65か月となり、戦後2位のいざなぎ景気を超える長さとなった可能性が高いとされている。

雇用が大きく改善しており、生産年齢人口が減少する中であっても、就業者数は、平成24年から平成29年の5年間で、251万人増加している。保育の受け皿拡大等により女性の就業者が201万人増加したことに加え、若者への支援等により15歳から24歳の若者の失業率は4.6%と平成4年以来の低水準となった。また、有効求人倍率は、平成24年12月の0.83ポイントから平成30年3月の1.59ポイントと0.76ポイント増加し、昭和49年以来の高水準となった。また、所得についても、2%程度の高い賃上げが、5年連続で実現し、最低賃金も6年連続で大幅に引き上げられたことにより、働く人の全体の所得が増加したことで、消費も持ち直している。

そういった状況により、全ての都道府県において有効求人倍率が1を超えるとともに、関東、近畿、東海などの全ての地域で倒産件数が減少するなど景気回復が地域経済にも波及しており、全国で経済の好循環が着実に回り始めている。

その一方では、景気の回復に伴う労働需要の高まりに対して、労働供給が完全には追いついていないため、中小企業を中心に人手不足感はバブル期並みの水準まで高まっている。少子高齢化・人口減少が進む中で、持続的な経済成長を続けていくため、人手不足解消に向けた女性や高齢者が働きやすい職場環境の整備、新技術等の導入等による労働生産性の向上といった施策に取り組んでいくことが大きな課題となっている。

本町においては、平成30年度普通交付税の算定の結果、6年ぶりに不交付団体となった。このことは、来年度以降の明るい材料の一つとして受け止めているところである。

しかしながら、法人住民税の法人税割については、平成28年度税制改正において引き下げの方針が示されており、歳入の根幹である町税の回復見込みについては、依然として不透明な状況下にある。

また、屋内温水プール施設整備・管理運営事業を始め、町の将来を見据えた大規模事業を推進していくため、中長期財政計画において、平成31年度から平成34年度までの間は、財政調整基金を大きく取り崩していかなければならない状況を示しており、歳入面においては、厳しい状況が続くものと見込まれる。

このような状況下の中、就任以来「すべての町民の幸せ」を願い、「住んでみたい 住んでよかった 武豊町」の具現化に取り組んできた。今後も武豊町のあるべき姿をあらゆる観点から模索し、町の将来像を描き、足元を固めて、具現化していくことが重要課題であると考えている。そのためには、職員の一人ひとりの力の結束が、「まちづくり」の大きな推進力になると考えている。

平成 29 年 4 月、4 期目のスタートを期に示したマニフェストは、6 項目 18 施策を掲げており、大きな柱としては、まちの将来の設計図である第 6 次武豊町総合計画の策定準備、名鉄知多武豊駅西のグランドデザイン、福祉・教育の維持・充実がその主なものとなり、これからは、町の将来の骨格づくり、設計図の作成を経て、将来構想が固まったものから順次、実施に向けた新たな展開を行う必要があると考えている。

平成 31 年度予算においては、そのキーワードを一字で表現すれば、「発展的に各種施策の展開を図る」という思いから、その「展」としたい。

このため、これまで築き上げてきた「礎」を基としてハード、ソフト事業ともバランス感覚を常に持ち、「協働のまちづくり」の精神のもと取り組んでいきたい。

また、各施策の充実並びに大規模事業について、次々と推進を図っていく計画があることから、不交付団体となっても、余裕がある財政状況ではないことを念頭に置きつつ、「選択」と「集中」の理念のもと、創意工夫により、引き続き支出の削減に努めて頂きたい。

そして、「住んでみたい 住んでよかった 武豊町」の具現化、「すべての町民の幸せファースト」の実現のため、「平成 31 年度武豊町予算編成方針」を、以下のように定める。

I. 総括事項

1 予算編成の背景

◎国の動向

- ・平成 30 年 9 月内閣府月例経済報告によると、景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要があるとしている。
- ・東日本大震災からの復興・創生及び熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。
- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2018」、「未来投資戦略 2018」、「規制改革実施計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」及び「ニッポン一億総活躍プラン」を着実に実行する。さらに、人づくり革命と生産性革命を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「新しい経済政策パッケージ」及び「人づくり革命基本構想」を着実に実行する。また、働き方改革関連法を円滑に施行する。加えて平成 29 年度補正予算及び平成 30 年度予算を迅速かつ着実に実施する。
- ・相次ぐ自然災害について、被災者への生活支援及び被災地の復旧・復興を全力で進める。
- ・好調な企業収益を、投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現する。
- ・日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

◎県の動向

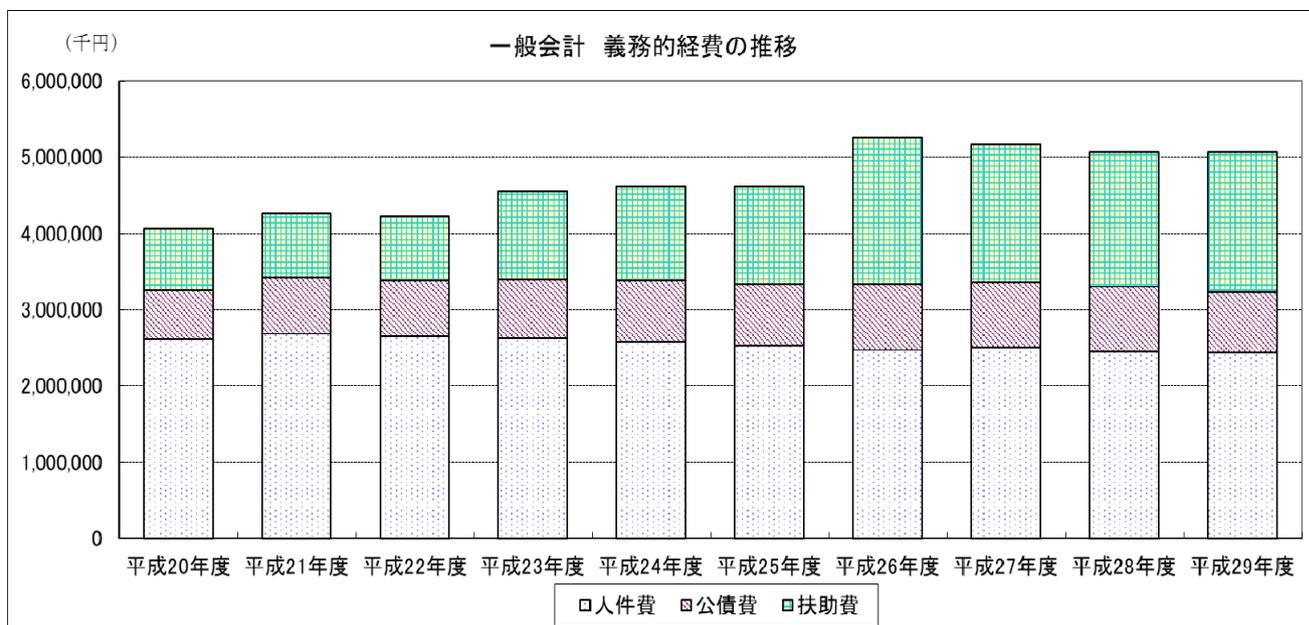
- ・愛知県内の景気は、生産及び輸出に増加の動きが見られること、設備投資が増加基調、雇用も改善していること等より、緩やかに拡大している。
- ・愛知県の法人二税は、平成 30 年度では、増加が見込まれるものの、大幅な減収前の

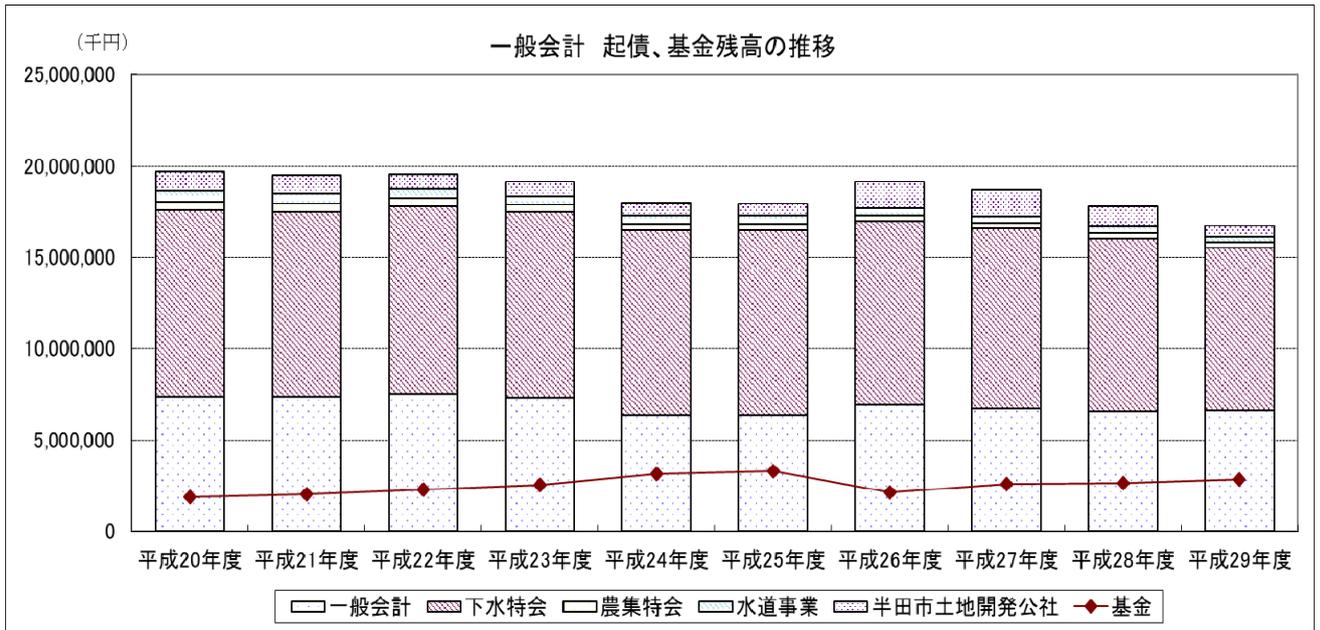
平成 28 年度の水準まで回復するには至らない見込みである。

- ・義務的経費である医療・介護などの扶助費は、年々増加傾向にあり、多額の基金を取り崩して対応しており、依然として厳しい財政状況が続くなか、今後も、経済・産業の活性化を進め、税源の涵養につなげるとともに、より一層合理的な行政運営を図り、行革大綱「しなやか県庁創造プラン」に沿った取り組みを着実に進め、健全で持続可能な財政基盤の確立に取り組んでいくとしている。

◎本町の財政状況

- ・本町の財政状況は、平成 29 年度の一般会計決算において歳入面では、町税が 77 億円程で、前年度決算額と比較して約 1 億円ほどの増となり、歳入全体に占める割合は 59%と、前年と比べ 3 ポイント減少しているものの、本町における歳入の根幹を成している。
- ・一般財源である町税は、本町の各種施策の礎であり、これまで恵まれた状況の下、独自サービスを展開してきた。
- ・一方では、適債事業に充てた町債や、赤字町債である臨時財政対策債の発行による多額の借りに加え、事業が翌年度に繰り越されるなどしたが、昨年度よりも繰入額は増加し、財政調整基金から 5 億 5,100 万円の繰り入れをしたことにより、事業が継続可能となっていることも十分認識する必要がある。本町の税収は、平成 31 年度では、町内企業の設備投資により固定資産税の償却資産において若干の増が見込まれるものの、法人住民税の法人税割については、平成 28 年度税制改正において、引き下げの方針が示されており、町税は減収する可能性を秘めていることを認識する必要がある。
- ・平成 29 年度の実質収支は、6 億 200 万円余と対前年比 3 億 1,300 万円余の増加となっている。これは、町内企業の好調による法人町民税の増及び設備投資による固定資産税の償却資産に大幅な増があったこと等の影響が考えられる。なお、臨時財政対策債については、不交付団体になることで発行できなくなるため、その減少分については、税収の増等で賄うこととなる。
- ・今後は、一層の少子高齢化の進行により、社会保障関係費等の義務的経費が増加することは必至の状況であり、行政サービスの多様化、将来を見据えた大規模事業の推進、これまで先送りしてきた老朽化の進む公共施設の維持・更新など課題は山積しており、そのための財源確保は本町の大きな課題である。





2 健全財政の確保

地方公共団体は、住民から徴収した税財源をもとに行政活動を行っており、付託された行政資源について、住民に対する説明責任を有している。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、「健全化判断比率」として4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）が示され、これが従来の再建団体である「再生団体」や「早期健全化団体」の新たな指定ラインとなった。また、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基づき、公営企業や一部事務組合などの関連団体を含む、連結財務諸表の作成および公表が義務付けられた。地方財政の状況が極めて厳しい中で、住民の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくために、財政状況について積極的に情報を開示することは必要であり、健全な行財政運営を進める上で、住民に対する説明責任を果たすことは極めて重要である。

行政は、一時の空白もあってはならず、持続可能な安定した行政運営が基本となる。このため「第6次行革プラン」に基づきコストの縮減等を図りつつ、より満足度の高い住民サービスを提供するため、財源の重点的配分と経費支出の効率化を図り、あらゆる補助事業の検証など財源の確保に努めることとする。

3 予算編成の基本方針

(1) 予算は行政運営の設計書

予算は行政運営の設計書であり、町民の税金に付加価値をつけて行政サービスとして還元する意識を持つこと。また、各事務事業の目的を、その財源とともに内容を厳密に把握し、効率かつ効果的に達成できるよう配慮すること。また、単年度のみではなく、長期計画を見据えた予算となるよう努めること。

なお、議会および監査委員からの指摘事項に対して、慎重に検討するとともに、事業効果を十分考慮し適切に対処すること。さらに、新規事業の予算化にあっては、既存事業との組み換え、縮小、廃止も含め検討すること。

(2) 第5次総合計画・後期戦略プランの着実な推進

予算編成の基本となるのは言うまでもなく、第5次武豊町総合計画（たけとよゆめたろうプラン）・後期戦略プランである。まちの将来像である「心つながり みんな輝くまち 武豊」の実現にむけ、環境保全や少子高齢化対策などの諸問題に積極

的に取り組みつつ、安全・安心、快適な武豊町らしいまちづくりを進めるため、総合計画に掲げる7つの基本目標、22のめざすべきまちの姿と61の施策方針に基づき、計画に定める事業の着実な推進を図ることとする。

(3) 個別計画の着実な推進

第5次武豊町総合計画・後期戦略プランに掲げられている各種個別計画を、現下の社会・経済情勢も十分に鑑みつつ、着実に推進すること。

第6次行革プラン、保育園等整備計画、地域福祉計画、道路整備計画、地震対策アクションプランなど、計画的な推進を図ること。

(4) 実施プログラムを基本として

平成31～33年度の3か年の第11次実施プログラムを基本に各施策の推進を図ることとする。実施プログラムは、施策の重要度や緊急度等の観点に基づく判断により選択された事業と、新規に必要と認められる事業を網羅したものであり、予算要求においては、本プログラムでの決定内容に準拠することを基本とすること。

しかし、行政改革の精神の基、施策の効率、能率化につながるものがあれば、積極的に提案されたい。

(5) 第6次行革プランの推進

武豊町第6次行革プランは、今後の社会経済や地域環境の変化を予測する中で、中長期的な視点に立った施策展開を行い、住民満足度の向上と安定した財政運営の両立を図ることを目的に策定された。単にコストの縮減に目を向けるのではなく、住んでみたい、住んでよかったまちづくりを進めるものであり、具体的には①満足度の高い住民サービスの提供、②持続可能な行政経営、③やくばの自己変革、の3つを基本目標としている。取組項目ごとに設定した行動計画（アクションプラン）に掲げた到達目標を着実に達成されるよう予算に反映すること。

(6) 日頃からあるべき予算の考察を

より良い予算編成をするための取り組みは、予算編成の時期に限るものではない。住民サービスの向上を大前提に、事務の合理化や経済性を念頭に置きつつ、常日頃からあらゆる事業の再検証を行い、スクラップ・アンド・ビルドを基本に事務を見直す姿勢を持ち、時代に即応した簡素で柔軟かつ合理的な予算について考察をしていかなければならない。そして、国県の動向を注視し、常に情報収集に努めること。

また、町の恒久的な土地利用に関わる大きな課題についても、財政状況を考慮しつつも、委縮することなく、計画的に夢のあるまちづくりに向けて、今から適切に対応していく必要がある。

なお、議会や地元区からの要望、ふるさと巡回点検、更に保育園、小中学校巡回による要望、提言など真摯に捉え、実現の可能性、代替案の検討などベストな選択のもと、要望に積極的に沿った対応に心がけること。また、長年の懸案事項などは、関係機関から進捗状況を確認しつつ、早期実現に努めること。

4 特別会計・事業会計

平成31年度の特別会計・事業会計は下記のとおりとし、それぞれの設置目的に沿った事業推進のための予算を編成する。

なお、水道事業においては、経営の安定化を考慮した予算編成とすること。

- ① 国民健康保険事業特別会計
- ② 後期高齢者医療特別会計
- ③ 介護保険事業特別会計
- ④ 農業集落排水事業特別会計
- ⑤ 下水道事業特別会計
- ⑥ 水道事業会計

II 平成 31 年度の主要な施策等

以上の状況を踏まえたうえで、平成 31 年度予算において対応すべき施策を総合計画に掲げる 7 つの基本目標に沿ってまとめると、次のとおりである。

1 ともに創るまち

住民と行政による「協働のまちづくり」を進めるための条件整備に努め、それぞれの役割を明確にし、より効果的・効率的かつ持続可能な行財政運営の確立を図る。

- ① 目指すまちづくりの方向性や、それを実現するための施策などを定める指針となる第 6 次総合計画の策定を進める。
- ② まちづくりに対する提案型、初動型協働事業を募集し、地域の自主活動等を支援することで、まちづくりへの参加機会を増やし「協働のまちづくり」を推進する。
- ③ ホームページや広報紙等を活用して行政情報の適切な提供を行うとともに、まちづくりに関する住民の意見を広く聴き、情報の共有化を図る。
- ④ 実施プログラムをふまえた事務事業の継続的改善、並びに施策の選択と集中による行財政運営の効率化を図る。
- ⑤ 第 6 次行革プランに基づき、アクションプランで定めた目標の達成に向け、引き続き取り組みを進める。
- ⑥ 住民の利便性を高める、きめ細かな行政サービスの提供に努める。
- ⑦ 指定管理者制度の導入や外部委託の促進など、民間活力を活かした事業推進を図る。

2 安全に暮らせるまち

最重要課題である地震・防災対策を引き続き推進するとともに、住民ボランティアの協力を得ながら消防、防災、防犯、交通安全施策の拡充を図る。

- ① 最新の想定に見直した「地域防災計画」に基づき、総合的な地震・防災対策の推進に努める。
- ② 消防団活動の充実を目指し、詰所用地の確保並びに消防車両の更新を図る。
- ③ 建築年が昭和 56 年以前の民間住宅の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。
- ④ 幹線道路に関係した生活道路、通学路の整備を進めるとともに、適切な維持管理を行い、安全な町づくりに努める。
- ⑤ 地域防災力の強化のため、各地区自主防災会に対して、防災訓練や防災資機材、備品の購入に要する経費の補助を行う。
- ⑥ 災害時における新たな情報提供の手段の調査研究及び、災害時における音声通話以外の通信手段の充実改善を図るため、防災拠点へ無線 LAN 環境の整備を推進する。
- ⑦ 防犯カメラの設置や空き家対策など、犯罪や事故等が起こりにくい生活環境の整備を行うための事業の促進を図る。
- ⑧ 地域公共交通総合連携計画に基づき、コミュニティバス及び乗合タクシーの運行を充実させ効率化を図る。
- ⑨ 災害に強い施設を維持していくため、長寿命化計画に基づき、橋梁施設や上下水道施設の修繕・改築・更新を行う。

3 ふれあいのあるまち

人と人との絆を深め、地域コミュニティの醸成と「武豊力」の新たな展開を図る。

- ① 屋内温水プール建設計画の推進を図る。
- ② 各種生涯学習事業の充実を図るとともに、施設の管理・運営体制の検討を行い、施設運営の効率化を進める。
- ③ 各区が行う地域住民交流を促す事業への交付金等、地域における活動を支援し、地域力の強化を図る。
- ④ 協働推進事業を実施し、町民と職員が住民自治や協働について学び、地域活動の担い手・リーダーを育成する。
- ⑤ 生涯学習施設の利用促進を図る。
- ⑥ 防災機能を備えた都市公園として、野菜茶業研究所北側跡地の防災公園整備事業を推進する。
- ⑦ 野菜茶業研究所南側の跡地について、土地取得に係る関係機関との協議を進める。

4 子どもが健やかに育つまち

子どもは、将来の社会を担う大切な宝である。安心して子どもを産み育てられるまち、子どもが健やかに育つまちをめざして、施設の適切な維持管理も含め、保守・補修に努めるとともに、各種施策の拡充を図る。

- ① 私立認定こども園・私立認可保育所等との連携、協力により保育環境の充実を図る。
- ② 安心して出産・子育てができるよう、乳幼児の健康診査、育児相談や妊産婦・乳児健診費用の助成を継続し、また、聴覚障がいの早期発見・療育を図るため新生児聴覚検査の費用の一部助成を継続する。また、出産後の母親の身体的な回復や安定等を目的とする産後ケア事業についても検討し、制度の拡充を図る。
- ③ 児童を養育することが一時的に困難になった家庭の児童を保護する子育て短期支援委託を推進する。また、病児・病後児保育のあり方を検討し、子育て家庭を支援する。
- ④ ファミリーサポート事業の会員の充実、子育て支援センターおよび児童クラブの運営など、子育てがしやすい環境を確保する。
- ⑤ スクールアシスタント及び外国人英語指導助手、国際交流員の適切な人的支援により教育環境の充実を図る。
- ⑥ 生徒の不登校・不適応対策として、いきいきスクール、スクールサポーターの適切な配置並びにスクールソーシャルワーカーの導入を行い、強化を図る。
- ⑦ 大光初等学校及びセント・ザビア校との国際交流を継続する。
- ⑧ 富貴児童クラブの定員の増加を見据えた措置を講ずる。
- ⑨ 全小中学校の普通教室並びに特別支援教室に空調設備を設置し、教育環境の充実を図る。

5 いきいきと暮らせるまち

健康づくり事業や医療・介護体制の充実を図るとともに、性別、年齢、国籍等に関わらず、すべての住民がいきいきと生活できる環境づくりを進める。

- ① 「地域福祉計画」に基づく、総合的な地域福祉の推進に努める。
- ② 高齢化の進行に対応するため、各種の健康づくり事業や保健・介護予防事業を継続する。

- ③ 子ども医療のほか障がい者、母子家庭等に対する医療費助成の継続に努める。
- ④ 地域包括支援センター及び憩いのサロン事業の推進に努める。
- ⑤ 地域包括ケアシステムの構築に努める。
- ⑥ 高齢者の生きがいづくりを進め、その経験と技術を地域社会に活用するため、シルバー人材センターの活動を支援する。
- ⑦ 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、各種障がい支援サービスの基盤整備及び障がい者団体に対する支援に努める。

6 自然環境と生活環境が調和したまち

豊かな自然環境と立地・交通条件に恵まれた町の特性を活かし、「環境のまち」を標榜できる各種施策を推進するとともに、都市基盤の着実な整備を進める。

- ① 環境マネジメントの取り組みで得たノウハウを活用し、全町レベルでの環境保全活動を推進する。
- ② 民有林の保全や都市の緑化を総合的に推進する。
- ③ 循環型社会の構築に向けて、広域ごみ処理施設の整備を進め、ごみ減量と資源有効利用の推進を図る。
- ④ 町内一斉クリーン運動、水辺クリーンアップ大作戦など、住民主体の環境美化活動を支援する。
- ⑤ 農業集落排水事業の下水道事業への統合を進める。また、下水道事業の公営企業会計への移行を進める。
- ⑥ 将来にわたり、安定した水の供給を行うため、経営戦略を策定し、水道施設の改築・更新を計画的に進める。
- ⑦ 環状線の西側地区において良好な住宅地を供給するため、梨子ノ木第二地区の整備の推進に努める。
- ⑧ 都市計画マスタープランの改定とともに、適正な生活環境の形成に向けた、各種計画づくりに努める。

7 活気に満ち誇りをもてるまち

伝統産業や歴史、文化などの「まちの資源」を効果的に発信し、住民がまちの特色に誇りを持ち、にぎやかで活気あふれるまちづくりを進める。

- ① 農業、商業、工業のバランスある発展は、第1次総合計画から引き継がれている課題である。このため、農・商・工、勤労者、そして行政が一丸となり、情報の共有化を図りつつ、さらなる地域活性化策の模索をしていく。
- ② 農業については、愛知用水や老朽化した農業施設等の改修・整備を進める。人・農地プランを基に、農地の利用集積や新規就農者の育成を目指す。
- ③ 名鉄知多武豊駅東地区市街地整備事業を推進し、駅周辺の魅力を高める。また、武豊港線の整備を推進する。
- ④ 地域交流センターを地域交流の核施設とし、地場産業品等のPRや観光資源の魅力の発信に努める。
- ⑤ 観光協会の活動、商工会等との連携の下に全国に向けた情報発信を行い、まちの知名度の向上と地域資源の観光化・ブランド化を図る。
- ⑥ ふるさと納税について地場産業品等のPRとなるよう施策を講ずる。
- ⑦ 町制65周年記念を町民とともに祝い、地域の絆を深めるとともに、地域住民のコミュニティの醸成を図るため、関連事業の推進を図る。